

令和 7 年度沖縄県平和祈念資料館展示更新基本設計業務委託企画提案仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度沖縄県平和祈念資料館展示更新基本設計業務委託

2 実施場所

沖縄県平和祈念資料館〈本館〉（糸満市字摩文仁 614－1） 展示面積 2605 m²

八重山平和祈念館〈分館〉（石垣市新栄町 79－3） 展示面積 250 m²

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 予算額

49,423,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

5 業務の目的

本業務は、沖縄県が作成した「沖縄県平和祈念資料館及び八重山平和祈念館展示更新基本構想」及び「沖縄県平和祈念資料館及び八重山平和祈念館展示更新基本計画」（素案）※に基づき、平和祈念資料館及び八重山平和祈念館の展示に係る基本設計及び有識者で構成する監修委員会の運営等を行うことを目的とする。

※基本計画の策定後（令和 7 年 8 月予定）は、素案ではなく、同計画によるものとする。

6 委託業務の内容

受注者は、本仕様書に基づき、発注者との協議の上、その承認を得て進めていくものとする。

（1）実施計画書の作成

受託者は、業務の実施に当たって実施計画書を作成し、事前に県の承認を得ること。

（2）展示更新基本設計業務

ア 展示更新に係る基本方針

本館及び分館の基本構想・基本計画を基に展示更新の背景と経緯、基本的な考え方を整理し、次に示した主な検討課題等に関して、対応の方向性を企画提案し、これに基づき、基本設計業務を実施すること。

【主な検討課題】

- ・ 展示内容の増加に伴う効率的な空間活用や展示手法等
- ・ 展示全体の興味・関心を引き出し、自分に引き寄せて考える展示内容等
- ・ 観覧時間に応じた展示内容や動線
- ・ 多様な来館者に配慮した展示
- ・ 基礎知識をあまり持っていない層、より専門的に学びたい層の双方に対応した展示
- ・ 平和について学習する場の充実に向けた展示
- ・ 「平和の礎」との連携、一体性を高める展示
- ・ 国内外の平和博物館及び関連施設と連携した情報発信等に資する展示

イ 展示シナリオ

- ・ 全体構成
- ・ 展示大項目（各室の展示の目的・ねらい）
- ・ 展示中項目（展示テーマ）
- ・ 展示小項目（展示内容、主な展示資料、主な展示手法）

ウ 基本設計図（意匠図等）の作成

- ・ 展示構成リスト
- ・ ゾーニング図
- ・ 動線計画図
- ・ イメージ図
- ・ 平面図
- ・ 展開図
- ・ 展示計画図
- ・ 設備図

- ・仕様概要書
- ・仕上概要表
- エ 実施設計、展示工事（展示制作・施工費）に係る概算事業費算出
※展示工事費には、展示解説等の執筆会議に係る経費を含む。
- オ 実施設計、展示工事の工程表作成

（３）監修委員会及び部会の運営

県は、沖縄県史の執筆者や沖縄戦等に関する有識者 15 名程度で構成される「沖縄県平和祈念資料館展示更新監修委員会（以下「委員会」という。）」及び専門部会として、①戦前・戦中時代、②戦後時代、③平和の発信・学習、④八重山平和祈念館を設置する。

受託者は、基本設計業務の工程に沿って、委員会及び部会から効率的に意見を聴取し、基本設計を検討するため、あらかじめ日程、議題、会議資料等を企画し実施すること。会場の確保、資料（情報収集・調査等含む）・議事録作成のほか、県の規定による謝金、旅費の支払い等も本業務に含むものとする。

委員会は 3 回、部会は各 5 回程度（各 3 時間程度）開催することとする。④八重山平和祈念館部会については、石垣市内で開催し、それ以外は、原則、平和祈念資料館で開催する。また、必要に応じて、オンライン併用で開催する。

また、委員会等の開催前には会長又は部会長あて事前打ち合わせを行うこと。

（４）県外類似施設視察の企画・実施

受託者は、基本計画等で示された課題等への対応方針の検討に参考となる県外類似施設の視察について企画し、令和 7 年 11 月までに実施するものとする。視察する施設は、広島平和記念資料館、長崎原爆資料館、立命館大学国際平和ミュージアムは除くものとし、平和に関する展示施設に限らないものとする。

ア 視察計画書の作成

受託者は、視察先候補施設を選定の上、県と調整を行い、視察計画書を作成する。

イ 委員及び県担当者等の引率

受託者は、調査対象の施設に、委員（5 名）及び県担当者（5 名）の 10 名程度を引率するため、日程調整、旅券、宿泊等の手配等を行う。

（宿泊先等は県の旅費基準を参考に選定し、県職員分の旅費は県が支出する。）

ウ 調査対象施設との事前打ち合わせ

受託者は、事前に調査対象施設に対して、調査の趣旨説明や日程調整を行い、調査当日は施設担当者から詳細な説明が受けられるよう調整する。

なお、視察先への文書依頼等は県で行うものとする。

エ 視察報告書の作成

受託者は、視察に同行し、展示更新を実施するにあたり、類似施設の先進的、又は参考になる取組等について調査するとともに、視察者の意見等も含めた視察報告書を作成し、県に提出する。

(5) その他

受注者は、発注者と適宜、協議・打合せを実施すること。また、発注者の指示により、議事録・打合せ資料等を併せて作成すること。

7 成果物

- (1) 業務報告書 2部
 - (2) 展示基本設計図書 10部
 - (3) 設計・施工予算書 5部
 - (4) 設計・施工工程表 5部
 - (5) 製本された設計図書 10部
 - (6) 委員会等及び打合せ等議事録
 - (7) その他業務遂行期間に検討された参考資料
 - (8) 成果物の電子ファイルを格納した媒体（USB メモリー又は CD-ROM 等）
- ※(1)～(7) 共通 規格：A4版又はA3版
- ※(8) 提出部数：2個又は2枚

8 納入場所

沖縄県平和祈念資料館（沖縄県糸満市字摩文仁 614－1）

9 業務上の留意事項

- (1) 受託者は、7の各号に定めるもののほか、県が必要と認めて指示するものを、県が指定する時期までに納入すること。
- (2) 作業の進行状況に合わせて、現状報告・課題を定期的に報告し、県担当者と協

議すること。

- (3) 建築設計との整合性を確認しながら推進すること。
- (4) 業務の実施にあたっては関連する法令を厳守すること。
- (5) 本業務の遂行上知り得た事項を他のものに漏らさないこと。
- (6) 本業の報告書及びこれらの成果物を作成する過程で発生する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて県に帰属すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項あるいは本仕様書について疑義が生じた場合、及び仕様変更の必要が生じた場合は、県担当者と協議の上、定めるものとする。
- (8) その他、県の指示に従うこと。

10 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

「契約の主たる部分」は以下のとおりとする。

- ① 契約額の 50% 以上を超える業務（但し、業務から「資料の収集・整理」、「複写・印刷・製本」、「原稿・データの入力及び集計」を除く）
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 相互供給・一括再々委託

本業務委託契約の企画提案参加者に業務を委任し、又は請け負わせてはならない。

(3) 関係会社等への再委託

関係会社等（親会社、子会社、関係会社等）の取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止とする。経済性の観点から、相見積りを取り、最低価格を提示した者を選定すること。相見積りによらない場合には選定理由を県に提出すること。

(4) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(5) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ① (6) 再委託の承認に定める「その他、簡易な業務」
- ② その他、県と事前協議のうえ、再委託の必要が認められるもの

(6) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- ① 資料の収集、整理
- ② 資料の複写、印刷、製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ 速記録業務

11 その他

- (1) 本委託業務の完了後において瑕疵が発見された場合は、修正又は再作業を行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、本企画提案公募にあたり仮に設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは内容が異なる場合がある。